

# 学生の心身の健康に関わる支援について

## 1. 学生相談について

### (1) クラス制度

本学では、各学科40人以内のクラスで運営しています。クラスは学年ごとに毎年替わります。

### (2) 担任・学修アドバイザー制度

本学では、各学科のクラスに担任・副担任を、学生個人には学修アドバイザーを配置しています。

担任・副担任は、クラス運営を通して、学生生活全般（学校行事、授業、健康管理他）の支援を行います。また、学修アドバイザーは、履修計画や学修内容に関する支援（助言、指導）を行います。

### (3) オフィスアワー制度

本学では、オフィスアワー制度を実施しています。これは専任教員が、学生の相談や質問に対応するため、あらかじめ設けている時間に研究室に待機している制度です。オフィスアワーは、シラバス上で確認することができます。

### (4) 学生相談室

学生相談室では、みなさんの学生生活の充実や、より良い心身の状態に向けてサポートをしています。個々の秘密を守りながら、一人一人時間をとってじっくり話を聴き、一緒に解決法を見出せるようサポートしていきます。

～ たとえばこんな時 ～

#### 大学生活のこと

- ・大学になじめない
- ・勉強に不安がある
- ・授業を休みがちである

#### 進路や将来のこと

- ・進路に迷っている
- ・自分の適性が分からない

#### 人間関係のこと

- ・友人関係に悩んでいる
- ・家族関係に悩んでいる

#### 性格のこと

- ・自分のことをよく知りたい
- ・自分に自信がない
- ・心理テストを受けてみたい

#### こころと身体の健康のこと

- ・体調不良が続いている
- ・気分が落ち込んでいる
- ・ばくぜんとした不安を感じる
- ・周囲がとても気になる
- ・食べられない、食べすぎてしまう

#### 障がいや疾患に関すること

- ・障がいや疾患により、学修の継続が難しいと感じている
- ・障がいのない学生と同じように教育や研究、その他学生生活において平等に参加できるように配慮して欲しい（合理的配慮）

#### アルバイトなどでの困りごと

その他どんな些細なことでもご相談ください。

学生相談室は別館1階にあります。

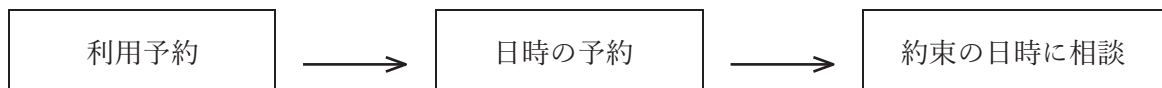
相談を希望する場合は、あらかじめ予約が必要です。

### 1) 利用予約の方法

窓口での予約	1階 事務局窓口
メールでの予約	soudan@tpu.ac.jp
Twitterでの予約	@soudantpu (ダイレクトメール)

- ・必要に応じて、より適切な機関や部署のご紹介もいたします。
- ・相談の内容に関する秘密は厳守します。

### 2) 相談の流れ



学生相談室に相談員が在室している場合、予約なしで相談可能です。

### 3) 開室日とスタッフ

- ・利用可能な日程、相談員の在室時間等は、大学ホームページや学生掲示板でお知らせします。
- ※春期・夏期・冬期休暇中やスタッフの都合により、開室日時が変更となることがあります。

## 2. ハラスメント

### (1) ハラスメントとは

社会的関係や地位を利用して、相手に不当な圧力をかけ、これを拒んだ場合には、教育、研究、臨床実習、部・サークル活動、雇用、その他の生活の場で不利益が生じるなどの脅迫や嫌がらせ等、「不快感や脅威を感じさせる言動」のことであり、これは人権侵害です。

学内で遭遇する可能性があるのは、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントが考えられますが、場合によってはこれらのハラスメントと、セクシュアル・ハラスメントが合わさって起こることもあります。

これらのハラスメントは、個人的な感じ方の問題として生起します。ですから、加害者としての認識が無くても、相手に性的な言動や不当な圧力ととられ、不快や脅威を感じさせる場合もハラスメントになることを知っていなければなりません。

アカデミック・ハラスメント	教育・研究の場における権力を利用した不当な扱いや嫌がらせ
パワー・ハラスメント	教職員や上級生、職務関係上で優位的地位にあるものが、優位な地位を背景に圧力を加え、権利・名誉や人格を著しく傷つけるような行動
セクシュアル・ハラスメント	不適切で不当な性的言動により、不利益又は不快な気持ちを抱かせること
その他のハラスメント	相手の意に反した言動によって、不快な気持ちを抱かせ、正常な研究・職務・修学・課外活動の遂行を妨げること

### (2) ハラスメント相談窓口

被害について話すことは、勇気のいることですが、とても大切なことです。相談窓口で真剣に自分の気持ちに耳を傾けてもらい、援助を受けることによって、自分自身で自分の被害と向き合いそれを乗り越え

ていくことができます。相談は個人の秘密として守られ、問題解決の過程では常に相談者の意思が尊重されます。相談対応時間や申込方法は、リーフレットや掲示板等を確認のうえ、利用してください。

### (3) ハラスメント防止及び対策に関するガイドライン

本学は、ハラスメントの防止及び対策に関して、ガイドラインを定めています。

## 3. 健康管理について

### (1) 保健室

1階に保健室があります。保健室は学内での怪我や急病に対して応急処置等を行います。

#### 1) 利用にあたって

- ・休養は原則1時間までとなりますが、症状により休養できない場合があります。
- ・保健室での医薬品の取扱いはありません「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に準ずる」
- ・常備薬は自分に合った一般用医薬品を安心して使用するために、専門家と相談のうえ携行してください。
- ・通院、治療中の方は緊急時に対応する薬剤について主治医へ相談のうえ、携行してください。冷暗所保管が必要な薬剤を携行される場合には、事前にご相談ください。
- ・急な発熱や頭痛、腹痛、腰痛などの体調不良時には、適切な医療機関への受診を推奨しています。
- ・大学周辺の医療機関情報を提供することが出来ますが、提携機関ではないため受診の際は本人にて予約、通院を行ってください。

#### 2) 利用方法

看護師が不在の際は、事務局窓口に声をかけてください。

#### 3) 開室日時

平日 8時50分～18時（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は原則として利用出来ません）

※看護師の在室時間については、保健室前の掲示を確認してください。

### (2) 学生健康診断

学生健康診断は、学校保健安全法に基づいて実施するものです。学生は原則として年1回必ず定期健康診断を受診しなければなりません。

実施日程・内容等は、オリエンテーション等で配布される予定表や学内掲示板で確認し、必ず指定日に受診してください。

未受診の場合は私費で受診し、健康診断結果を事務局窓口へ提出する必要があります。

休学等の場合は、事務局の指示を受けてください。

健康診断の結果が届いたら内容を確認し、再検査・精密検査が必要と記載されている場合には、必ず検査等を受診して、検査結果を事務局窓口に提出してください。

学生健康診断の結果は、受診医療機関より大学に提供され、事務局で保管・管理されます。

### (3) 感染症予防

#### 1) ウイルス抗体価検査

ウイルス抗体価は自分の体の免疫保持状況を表す値のことを言い、本学では、1年次の健康診断で、麻しん・風しん・水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（ムンプス・おたふく風邪）、B型肝炎といった感染症の抗体価を調べる検査を行います。

1年次に受診した健康診断の結果表には、ウイルス抗体価の数値が掲載されています。各自参照の上、結果表は大切に保管してください。

#### 2) ウイルス抗体価検査の結果情報について

保健室では、学生健康診断でのウイルス抗体価検査の結果を、臨床実習の事前準備のため所属学科実習担当や事務局と情報共有します。同意できない場合は、事務局に申し出てください。申し出がない場合には同意したものとして取扱います。また、これらの申し出は後からいつでも撤回・変更することができます。

#### 3) ワクチン接種

麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎などのウイルス感染症の流行を予防するために、健康診断での自身の抗体価と基準値を確認し、各自で予防接種（ワクチン接種）を受けてください。

臨地実務実習に際して、ワクチン接種を義務付ける施設が増えています。ウイルス抗体価検査結果が抗体価が本学で定めた判定基準に満たない場合は、計画的にワクチン接種をするようにしてください。なお、ワクチンは自費接種です。

#### 【ワクチン接種を受ける方法】

医療機関に各自で連絡し、ワクチン接種の予約をしてください。医療機関にてワクチン接種後、「ワクチン接種済証」や「領収書」等を発行してもらい提出してください。

#### 4) インフルエンザの予防

冬になると、インフルエンザが流行します。予防接種を受けるとともに、インフルエンザ流行時には、目、鼻、口に手を付けないようにする、帰宅時には丁寧に手洗いやうがいをするなど、各自で感染予防に努めてください。

### (4) 感染症にかかった場合

感染症に罹患した場合は、必ず以下のとおり対応してください。

1) 受診および報告

- ①発熱・咳・発疹等の症状がある場合は、速やかに医療機関を受診し、医師の診断を受ける。
- ②学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症（以下「感染症」という）と診断された場合出席停止となる。医師の指示に従い、自宅療養するとともに、事務局窓口にご連絡してください。
- ③新型コロナウイルスの対応については、別途案内する内容に従ってください。

2) 感染症の種類と発症後の出席停止期間の基準

区分	種類	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘・帯状疱疹	原則として、すべての発しんが痂皮化するまで、ただし、医師の所見により判断する
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定す

る新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

### 3) 出席停止解除後の手続き

出席停止解除後速やかに、「医師の診断書（またはそれに準ずる書類）」を事務局に提出してください。

授業を欠席した場合は「欠席届」を、試験を欠席した場合は「追試験申請書」をそれぞれ提出してください。

### 4) 臨床実習関連の対応方針

実習中に発熱等の症状があった場合には、速やかに医療機関を受診し、受診結果を学科担当および実習指導者に連絡してください。当該施設の実習の中断・継続については当該施設の方針に従います。

## (5) 飲酒

- ・20歳未満者は法律により飲酒できない。
- ・20歳以上でも節度ある態度で飲酒の場に参加する。
- ・イッキ飲みは生命の危険を伴うため決してしない、させない。急性アルコール中毒による死亡事故が増えているので注意する。
- ・無理に飲ませたら犯罪となることを自覚する。
- ・泥酔の状況によってはすぐに病院を受診させる。
- ・飲酒後の自転車・車の運転は絶対にしない。

## (6) 喫煙

- ・20歳未満者は法律により喫煙できない。
- ・本学の敷地内、本学の敷地外で本学が定める場所は禁煙である。
- ・大学敷地外での路上喫煙や、近隣施設の喫煙所における喫煙だけの滞在及び集団喫煙は慎む。喫煙は健康を大きく害します。医療福祉の専門職を目指している学生として、自身の健康管理について高い意識を持ち、喫煙についても自覚を持った行動をしてください。
- ・上記の行為を行った者は、懲戒の対象となる場合がある。